

今回のテーマ：「消費税の軽減税率制度 その1」

平成29年4月1日に予定されている消費税率10%への引き上げと同時に、消費税の軽減税率制度が導入されます。それに伴い、国税庁より「消費税の軽減税率制度に関するQ&A」が公表されました。その中からいくつかを要約してお知らせします。

Q1 軽減税率の対象品目を教えてください。

A1 軽減税率は次の①及び②の品目が対象です。(消費税率が軽減税率8%と標準税率10%の複数税率となります。)

- ① 酒類を除く飲食料品
- ② 週2回以上発行される定期購読契約に基づく新聞

なお、①の飲食料品には「外食」や「ケータリング」は含まれません。

Q2 軽減税率が適用されない「外食」とは、どのようなものですか。

A2 飲食店業者がテーブル、椅子などの飲食設備がある場所で飲食させるサービス提供をいい、レストランやフードコートでの食事の提供が該当します。

Q3 「店内飲食(10%)」と「持ち帰り販売(8%)」の両方を行っている場合の持ち帰り販売には、軽減税率が適用されますか。

A3 両方を行っている飲食店においては、提供する時点で「持ち帰り販売」の意思確認を行い、持ち帰り用の容器により販売した場合は、軽減税率が適用されます。

Q4 軽減税率が適用されない「ケータリング」とは、どのようなものですか。

A4 相手方が指定した場所で、加熱、切り分け等の調理、盛り付け、配膳等を行って、飲食料品を提供することをいいます。なお、学校給食など一定のものはケータリングから除かれます。

Q5 仕入税額控除の要件として、「インボイス方式」の前段階に認められる「区分記載請求書等保存方式」は、現行の「請求書等保存方式」と何が異なりますか。

A5 現行方式に次の記載が加わります。

- ① 軽減税率の対象品目である場合はその旨 (※や☆などの記号でよい)
- ② 税率ごとに合算した税込価格

